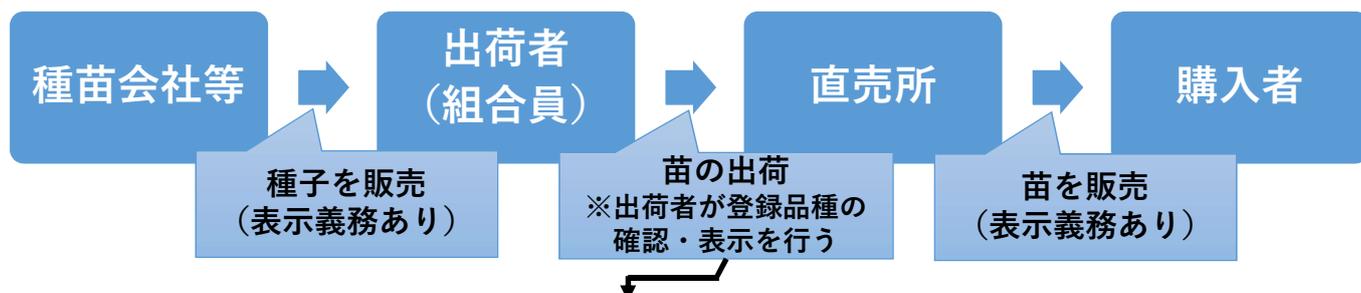


直売所への出荷者向け

# 4月より登録品種の種苗を 販売する場合、表示が義務化されます

努力義務であった「登録品種である旨」の表示が、令和3年4月1日から法的義務となり、違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

直売所で苗を販売する場合、その苗が登録品種か確認しましょう



○直売所で登録品種の種苗を販売する場合、販売する苗のポット・包装・シール等に、登録品種であることの表示を付して販売するようにしましょう（表示方法は以下を参照）。

○登録品種か否か忘れてしまった場合は、その種子の購入先である種苗会社に確認しましょう（登録品種の場合、購入先の種苗会社は、出荷者に対して、登録品種であることの表示義務を負っています）。



登録品種であることの表示方法（※一般品種は表示不要）

種苗の販売時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭にまとめて掲示する方法は認められません。

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字 及び その「品種登録の番号」
- ③ PVPマーク（「PVP」、等）

〔義務表示の例〕

ノウリンイエロー（登録品種）		上記①の例
品種名：ノウリンイエロー（この品種は品種登録されています） 品種登録番号:999999		上記②の例
ノウリンイエロー		上記③の例

販売の際の種苗・包装、販売のための広告の際の表示義務

店頭販売する種苗又は種苗の包装、また、種苗のカタログやカタログを兼ねた注文票等、インターネットサイト販売時等にも必要事項の適切な表示が必要です。